

図書館のあり方検討協議会 (報告)

令和8年1月

目次

- 1 図書館のあり方検討協議会の開催状況
- 2 図書館の将来像
- 3 図書館の将来像実現に向けて求めるもの
 - (1) 従来のイメージを持つ図書館的な図書館
(図書館としての基本的機能を大切にしたい図書館)
 - (2) コミュニティ機能を持つ図書館
 - (3) ICTを活用した図書館
- 4 図書館の所在地について
- 5 他町視察による委員の意見
 - (1) 幕別町図書館（本館）
 - (2) 幕別町図書館札内分館（幕別町百年記念ホール内）
 - (3) 札内コミュニティプラザ
- 6 図書館のあり方検討協議会委員
- 7 図書館のあり方検討協議会設置要綱

1 図書館のあり方検討協議会の開催状況

- 令和6年 5月17日 第1回図書館のあり方検討協議会開催（委員16名参加）
委員委嘱、あり方検討協議会開催の経緯等の説明。
委員を3班に分け、各班で意見出し。
- 令和6年 8月11日 第2回図書館あり方検討協議会開催（委員5名参加）
幕別町図書館本館（単独館）、幕別町図書館札内分館（併設館）、札内コミュニティプラザの3か所を視察。
- 令和6年 9月27日 第3回図書館のあり方検討協議会開催（委員14名参加）
視察の報告、図書館の基本的な機能について協議。
- 令和6年11月26日 第4回図書館のあり方検討協議会開催（委員12名参加）
第3回の協議を踏まえ、委員を2グループ「現在子育て中」、「その他の委員」に分けて、図書館の「設置場所」「施設形態」「新しい施設に欲しい設備」「滞在環境で重視したいこと」のメリット、デメリットについて意見出し。
- 令和7年 5月27日 第1回図書館のあり方検討協議会開催（委員11名参加）
町長から図書館のあり方検討協議会として「町民がどのような図書館を求めているか」を知り、これからの検討につなげたいとの挨拶あり。
3つのコンセプトに沿って、3グループで意見出し。
- 令和7年 7月31日 第2回図書館のあり方検討協議会（委員9名参加）
図書館の建設場所について「生涯学習センター周辺の現在地近辺」「道の駅周辺の川南地区」「その他」について、グループ討議。図書館利用者の利便性、自然災害対応等について意見出し。
- 令和7年11月27日 第3回図書館のあり方検討協議会（委員8名参加）
前回までの意見の取り纏めに対して、追加意見をいただいた。

2 図書館の将来像

令和6年第1回会議で出された意見から、次の3つのコンセプトを定め、それぞれについて意見を求めた。

- (1)「従来のイメージを備える図書館的な図書館」
- (2)「コミュニティ機能を持つ図書館」
- (3)「ICTを活用した図書館」

3 図書館の将来像実現に向けて求めるもの

(1) 従来のイメージを持つ図書館的な図書館 (図書館としての基本的機能を大切にしたい図書館)

- ①図書館の基本的機能（資料の収集、保存、提供）を備えていること。
 - ・防災、防犯の機能を備え、資料の半永久的な保存を可能にすること。
 - ・資料を一か所に集約し、適切な資料管理が行える環境を確保すること。
 - ・多層階による資料の分散を解消し、資料提供にかかる時間を短縮すること。
 - ・多層階ではなく、バリアフリー、目の届きやすい施設であること。
 - ・町の文化を残していく機能を備えること。
 - ・町民の文化活動を後押しできる図書館であること。
- ②町民一人ひとりが自分の居場所としてリラックスできる空間であること。
 - ・町民が中心的利用者として利用する施設であること。
 - ・立ち寄りやすく、滞在しやすい雰囲気を持つ施設であること。
⇒立地に関わらず利用者の需要を検討することが必要である。
 - ・こどもから高齢者まですべての年齢層の人が利用しやすい施設であること。
 - ・すべての年齢層、ライフステージにひらかれた図書館として、ゾーニングが活用され、それぞれが目的のために心地よく利用できる施設であること。
 - ・乳幼児連れでも利用しやすいように、「幼児スペースが仕切られている」、「仕切りが透明など目の届きやすい」など、保護者が選書している間の子どもの安全性にも配慮されていること。
⇒幼児と親子連れの利用が多いスペースを近くに設置すると使いやすい。

また、幼児用トイレの設置についての要望も高い。

- ・気軽に本を楽しんだり調べたりすることが出来る閲覧スペース、学習室など静謐な空間がそれぞれ備わっていること。
- ・高齢者向け大活字本を手に取りやすい場所に置いてほしい。
- ・図書館に小・中・高生が関わる機会が増えることにより、「自分たちの図書館」という意識が高まる。

③利用者のニーズに柔軟に対応できること。

- ・こどもから高齢者まですべての年齢層の人が利用しやすい施設であること。
⇒お互いが利用しやすいゾーニングが必要である。
- ・立ち寄りやすく、滞在しやすい雰囲気を持つ施設であること。
- ・利用・滞在しやすい施設としての居住環境（空調、照明）に配慮すること。
⇒環境を確保することにより資料の適正保全にもつながる。
- ・隣接した駐車場を広く確保すること。
⇒台数に制限がある事により、利用制限（時間など）がかかる図書館もある。
- ・時代と共に変化する多様なニーズ（Wi-Fi 等）に対応できる柔軟性を有すること。
- ・電子書籍の導入などの要望もあるが、要望の偏り、コストパフォーマンスについて不安がある。
⇒データサービス事業者が事業終了した場合、データの保持が出来ない。
⇒新刊貸出の猶予、貸出回数制限による再購入など利用コストが紙の本に比べて高い。
- ・図書館が近接していない地域から要望がある場合は移動図書館車の巡回等の検討が必要である。

（２）コミュニティ機能を持つ図書館

- ・図書館に通うこと自体に意義があると感じられる図書館を目指す。
- ・幅広い利用者が利用する中でコミュニティ機能を付加する場合、時間で使用目的（講座やワークショップなど）を変更するスペースがあると便利。
⇒生涯学習センターの空室を使用することができれば、施設の相互利用にも繋がる。
- ・中高生からの学習室設置に対する要望が多いが、街中に生徒が利用できるスペースがあることと、図書館に個別の学習室を設置することは、別々の課題として捉えた方が解決しやすい。

- ・資料閲覧に影響のない場所に飲食ができるスペースがあると長時間滞在がしやすい。
- ・ブラウジングスペース（雑誌や新聞を見る場所）を広く確保する必要がある。
⇒新聞を読みに来館する人が一定数存在する。
- ・ちょっと読みのための椅子が各所にあると、閲覧しやすい。
- ・サークル活動、ボランティア活動が出来るスペースが必要である。

(3) ICTを活用した図書館

- ・現在インターネットで蔵書検索が利用できるが、予約もできるようになるとより便利になる。
⇒予約確保に時差が発生することや、利用者の個人情報としてメールアドレスをさらに取得する必要がある。
- ・ICTの導入にも対応していく必要がある。
⇒親子の読み聞かせ、資料のコストなど検討すべき点が多い。まず紙の本を優先するべきとの意見あり。
- ・紙の本に平等に触れる場所として図書館があるが、デジタルの情報に触れる場所でもあるべき。家庭の状況に左右されず社会教育を得られる受け皿としては、図書館が適当である。
- ・情報収集だけではなく、図書館からの情報発信があるとより気軽にアクセスしやすい。
- ・様々な形の情報が入手できる図書館であってほしい。
- ・正しい情報の受け取り方とは何か、を考えられる、また、情報に著しい偏りが無い図書館であってほしい。

4 図書館の所在地について

◎所在地については、現在地に近い生涯学習センターに併設する案（川北地区）と、道の駅付近（川南地区）の方が人が集まりやすいのではないかという意見が出され、その両地点のメリット・デメリットについて検討した。

所在地候補	メリット	デメリット
生涯学習センター付近 （川北地区）	①小学校に近接しているため「少年団活動」「習い事」の合間にこどもが利用しやすい。 ②柏林公園利用者が休憩や急な悪天候の際に利用できる。 ③浸水被害の可能性を低減できる。 ④生涯学習センターに近接することにより、施設や駐車場の利用において兼用することができる。 ⑤公園が整備されることから、乳幼児を始めこども達が保護者と共に気軽に立ち寄れる。	①コミュニティバスの停留所が午前中に集中している。（長時間の利用が難しい）
道の駅付近 （川南地区）	①買い物や病院のついでに寄りやすい。 ②中学校、高校に近いので、学生がバスの待ち時間に利用できる。	①道の駅付近は利用者がより不特定になるため、BDS（不正持ち出し防止装置）導入などの対策が必要となる。 ②道の駅付近に建設の場合、建てられる場所がどこになるかで、現在地の大きなデメリットである「多層階」などの課題が解消できないまま残る可能性がある。多層階になってしまった場合は、全体に目が届かず、利用者の満足度向上にはつながらない。 ③浸水被害の可能性が川北地区より高い。

◎町の財政状況、将来の人口推移、公園整備や今後の公共施設の整備計画なども踏まえた場合、生涯学習センター付近に図書館があるのが適当であるとの意見が多数を占めた。

◎移動図書館車の巡回による貸出・返却の対応を実施することで、図書館本館の設置場所が川南・川北地区のどちらにあっても、図書館としての基本的利用を可能にすることができることを確認した。

◎小学校付近にある現在地について、保護者の同伴が基本的に必要な認定こども園の幼児、利用者が保護者の付き添いを基本的に必要としない中学生・高校生が集まる川南地区に比べ、放課後の時間が長いこと、保護者の送迎が多い小学生が集まる現在の川北地区の利用が多いことを踏まえ、現在地が適していることを確認した。

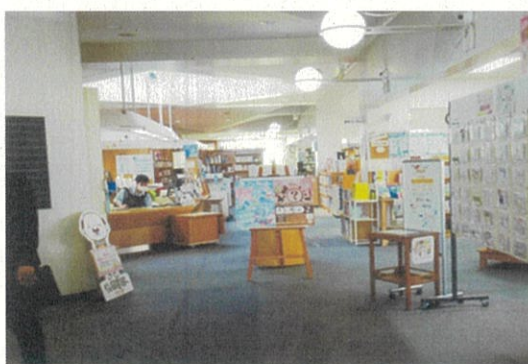
5 他町視察による委員の意見

◎令和6年8月11日 第2回図書館あり方検討協議会として(委員5名参加)、幕別町図書館本館(単独館)、幕別町図書館札内分館(ホール・講堂等併設館)、札内コミュニティプラザ(体育館・会議室等を備えた防災施設)の3か所を視察。

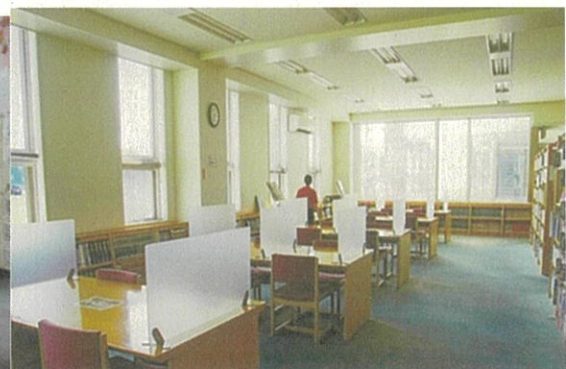
◎3つの施設の構造の違い、利用者やその効果についての違いを確認することが主目的。「人々が集まるにぎやかな図書館」「読書に集中できる静かな図書館」をどのように両立させているか、学習室の利用状況や、委員の意見が多い児童スペースについての現状を確認した。

(1) 幕別町図書館(本館)

- ・平成3年4月開館(築34年)。幕別本町に建設。単独館。BMスワディ号配備(約2,300冊積載)。
- ・面積1,375㎡：一般図書コーナー、児童図書コーナー、お話しコーナー、ブラウジングコーナー、レファレンスコーナー、郷土資料室(北の本箱)、AVコーナー、移動図書スペース、閉架書庫、準備室、研修室、事務室、その他。
- ・蔵書：163,349冊(BM含む)、貸出冊数：78,085冊、利用者数：15,759人。
- ・忠類分館(ふれあいセンター福寿内)面積：143㎡、蔵書：26,281冊、貸出冊数：11,754冊、利用者数：4,018人。



【カウンター、展示の様子】



【学習スペース】



【児童お話スペース】

〈委員の感想・視察で気が付いたこと〉

- ◎閉館時、館内へ直接返却できるポストあり。開館時は閉鎖できる上、防火対策が必要なため、建設時に検討が必要。
- ◎児童スペースが、ブラウジングスペース（図書、雑誌を読めるソファなどがあるスペース）に隣接している。一般書架を挟んで配置することで、学習スペースの静謐さを保っている。
- ◎お話スペースには、低書架を設置し、中を見やすいように透明な仕切りで音対策を行っている。なお、お話スペース横に児童用のトイレがあるのが良いとの意見あり。授乳室は2024年に設置とのこと。
- ◎幼児スペースについては、カーペット敷きもいいが、拭き掃除や転倒対応のために、こども向けのクッション材を敷いても良いのではないかな。
- ◎利用の少ないカウンター裏のAVスペース脇に、飲食可能な休憩スペースを設置している。
- ◎図書館として建設しているため、書架スペース、学習スペース共に軒を長く出すことで、図書の日焼け対策を行っている。
- ◎エアコンについては、全館対応済み。

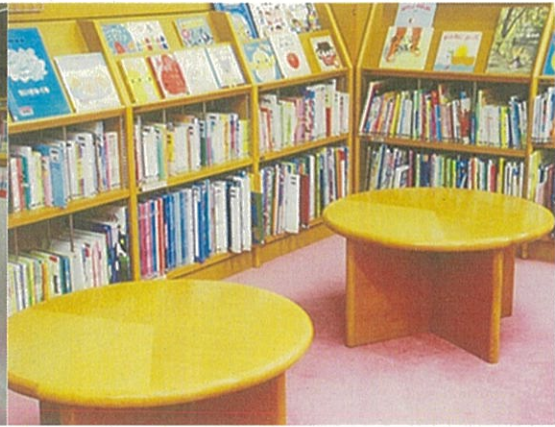
（2）幕別町図書館札内分館（幕別町百年記念ホール内）

- ・平成8年9月開館（築29年）。札内地区に建設。併設館で本館の2分の1の広さ。
- ・面積418.70㎡（建物全体4,374.0㎡）：一般図書コーナー、児童図書コーナー、幼児コーナー、ブラウジングコーナー、AVコーナー、閉架書庫、その他。

- ・蔵書：76,548 冊、貸出冊数：69,221 冊、利用者数：18,343 人。
- ・貸出冊数、利用者数ともに本館より札内分館のほうが少し多い（令和 5 年度末現在）。



【学習スペース・一般書架】



【幼児スペース】



【分館外観・底部】

〈委員の感想・視察で気が付いたこと〉

- ◎百年記念ホール、講堂や学習スペースと廊下を共用しているが、図書館部分がガラス扉で仕切られていて、騒音対策が取られている。
- ◎児童スペースはカーペット敷きで、本館と同じようにブラウジングスペース横に配置されている。
- ◎学習スペースについては、本館同様入り口から一番遠い場所に一般書架の閲覧スペースと兼用で設置されている。（建物南側の日照対策もあり）
- ◎飲食可能な休憩スペースについては、分館外のホール部分と共用している。

◎利用者に対して書架、閉架書庫が狭く、通路にブックトラックを置いて対応しているため、利用者が背中合わせになるとぶつかってしまうかも。

◎分館については、庇が短く窓が大きいことで直射日光が当たってしまい、図書が日焼けしてしまう。直射日光の差し込み・照明について考慮する必要がある。

(3) 札内コミュニティプラザ

- ・平成29年4月（築8年）。札内地区に建設。札内支所にコミュニティスペースを併設。耐震、洪水対策で床の高さにも配慮している。
- ・面積 2435.55 m²：札内支所、消費生活センター、健康相談室、相談室2室、集会室2室、会議室4室、和室2室、料理実習室、大集会室（体育館兼用）、コミュニティホール（面積 106.88 m²）、デッキテラス 186.07 m²。
- ・コミュニティホールに学習スペースを設置、飲食可。通路との仕切り場所に書架を設置、図書館の蔵書のほか、防災お知らせコーナーとしても利用。移動図書館車の巡回スペースとしても利用。
- ・集会室については、災害時の避難所として 180 名収容可能。防災施設としても建設。

〈委員の感想・視察で気が付いたこと〉

◎コミュニティホールが学習スペースとして、小・中学生の利用でにぎわっていた。

◎移動図書館車が巡回して、貸出・返却をコミュニティースペースで実施。

◎壁面書架の利用は限定的なため、巡回日とは別の日に入替をしている。

◎防災設備として建設されているなど、規模、利用者共に比較が難しい。



【コミュニティスペース】



【移動図書館車の巡回】

〈3館を視察しての感想〉

- ◎視察の時期・時間帯もあり、学習スペースの小学生の利用が思ったより多かった。
- ◎児童書に隣接して、こども連れの大人が過ごしやすいブラウジングスペースや、子育て関連の本を配架することで、親子がゆっくり過ごしやすいうように工夫されている。
- ◎図書館の中に、会話がある場所、静謐な場所があったが、利用者が目的に合わせて場所を選んで利用していた。
- ◎本館の裏に移動図書館車を停められるため、移動図書館車への本の積み下ろしがしやすいそう。
- ◎展示、掲示スペースにおいて、壁やコルクボードを使い色々なコーナーを設けて利用者の興味・関心を引く工夫がされていた。
- ◎図書館としての本館・分館、役場・防災センターとしてのコミュニティプラザでは、利用者の目的が大きく違うように感じた。
- ◎併設館の札内分館では、建物の入口は一緒だが、図書館として建物の西端に配置されており、隣の講堂の音などがしっかり遮断されていて落ち着ける。
- ◎単独館、併設館、コミュニティセンターの3館を視察して、すべての機能を盛り込んだ施設を考えることは理想としては良いが、広大なスペースが必要になる。まず、図書館としての基本機能について考えた方がいいのでは、という意見あり。

6 図書館のあり方検討協議会委員

所 属	氏 名	備 考
公募	神 尾 勤	
	神宮司 亜沙美	
大樹小学校主幹教諭	城 石 博 康	
大樹中学校教諭	中 島 月 菜	R6.4～R7.3
大樹中学校教諭	田 村 陽 和	R7.4～
大樹高校教諭	宮 崎 裕 也	
認定こども園たいき 副園長	佐 藤 英 尊	
社会教委員の会 委員長	佐 藤 征 夫	
ハッピーライフ代表	鈴 木 清 香	
児童文学を読む会「たんぽぽ」	中 村 稔 枝	
図書館ボランティア「どんぐりの会」	五十嵐 美代子	
学識経験者	一 圓 絵理子	
	工 藤 麻 理	
	黒 谷 祥 太	
	酒 森 史 考	
	台 蔵 悦 子	R6.4～R7.3
	富 倉 由美子	
	三 木 睦 子	
	長谷川 彩	

7 図書館のあり方検討協議会設置要綱

大樹町図書館のあり方検討協議会設置要綱

(目的)

第1条 大樹町図書館設置条例（昭和50年3月15日条例第15号）により設置する大樹町図書館の将来像について検討し、幅広い観点から審議を行うため、大樹町図書館のあり方検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、図書館のこれからのあり方についての事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 公募による町民
- (2) 関係団体の推薦するもの
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長の各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、教育長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときに、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月23日条例第4号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、図書館業務係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この告示は令和8年3月31日限り、その効力を失う。